

(4) 利益相反取引

ア 意義及び趣旨

取締役が自ら当事者として、又は第三者の代理人として会社と取引をする場合、会社を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るおそれがある

また、会社が取締役以外の者と取引する場合においても、取締役と会社との利益が相反する場合もある（ex. 取締役の第三者に対する債務について会社が連帯保証する場合）

→株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）の承認を必要とし（356 I ②③、365 I）、承認を得れば民法108条を適用せず取締役が会社を代表できるものとした（356 II、356 I ②③）  司

H18-38-5, H21-42-7, H24-43-7

✓ 競業取引と同様、事後報告も必要（365 II）

イ 規制の対象とされる取引

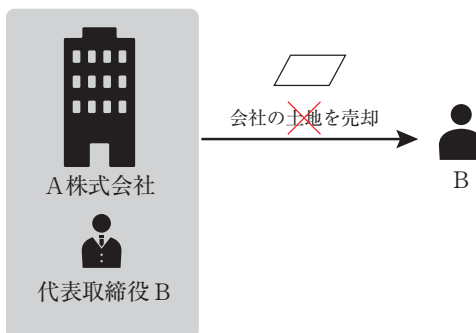
(ア) 直接取引 司H24, 予H24, R2

取締役が「自己又は第三者のために」会社との間で行う取引（356 I ②）

→「ために」とは、名義と解する見解が有力

ex. 取締役が会社から財産を譲り受ける、金銭を借り受ける

∴ 実質的な利益相反取引は、間接取引（356 I ③）として捕捉すればよい

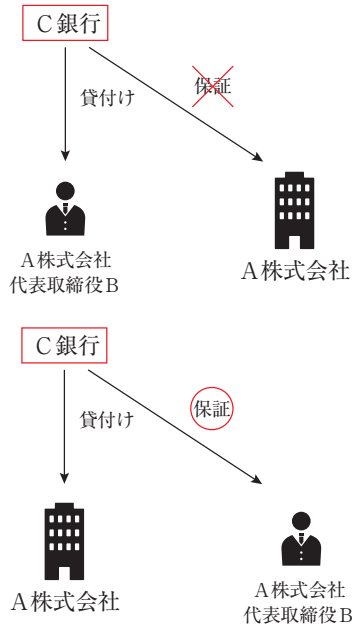


(イ) 間接取引 論 司H20,R3,予H26,旧H15-1

会社と取締役以外の者との間における会社と取締役の利益が相反する取引 (356 I ③)

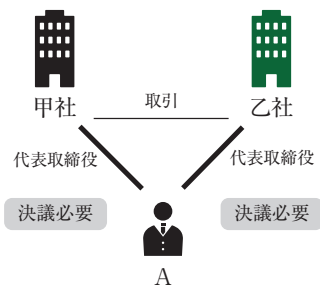
ex. 会社が「取締役の債務を保証する」場合、甲乙両会社の代表取締役を兼ねている者が、甲会社の債務につき乙会社を代表して保証する場合 (最判昭45.4.23)

cf. 取締役が会社の債務を保証することは、問題なくできる

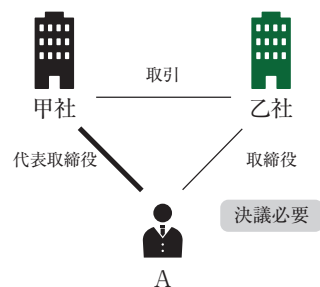


I 兼任取締役となる場合

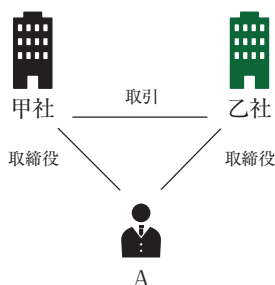
①両社で代表取締役の場合→両社で決議必要



②片方の会社で代表取締役、片方の会社で平取締役の場合→平取締役の方の会社で決議必要



③両社で平取締役の場合→両社ともに決議不要



II 取引の実質的公正が保たれている場合

事 例：時価で会社から土地を買い受けた場合

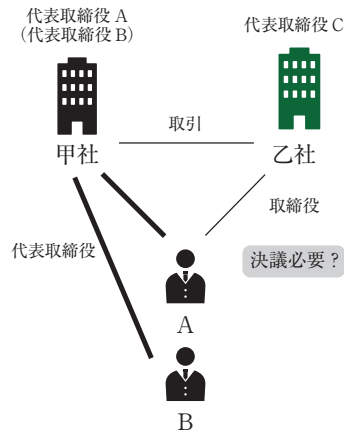
直接取引に当たる 予H25-21-オ

(理由) 形式的には自己取引(直接取引)に当たる

Ⅲ 別の代表取締役による代表

事 例：甲社には代表取締役のA Bがあり、Aは乙社の平取締役を兼任している事案で（乙社の代表取締役はC）、甲社はBが代表し、乙社はCが代表して売買契約を締結した

問題の所在：この売買契約は直接取引に当たらないが（上記②参照）、間接取引には当たらないのか？



間接取引に該当するかどうかの判断は、外形的・客観的に会社の犠牲で取締役利益が生じる形の行為か否かによって決する

（理由）取引安全の観点からすれば、規制の範囲は明確にすべき

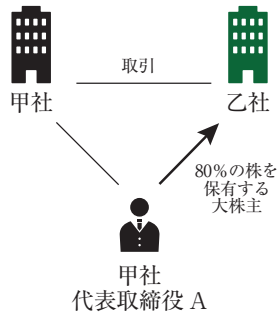
（事例の処理）Aは、代表取締役として行動しておらず、外形的・客観的にみれば会社の犠牲で取締役に利益が生じる形の行為ではないため、間接取引に当たらない

cf. 代表取締役間（本事例ではA B間）で通謀している場合を考慮し、間接取引に当たるとする見解もある

∴ 実質的には、直接取引と同程度の危険性がある

IV 取締役が株式の過半数を有する他社との取引 論 旧H15-1

事 例：甲社の代表取締役Aは、甲社を代表して自身が80パーセントの株式を有する乙社と取引を行った



間接取引か否かは外形的・客観的に決せられる

→発行済株式総数の過半数以上又は議決権総数の過半数以上を取締役が有している場合は、取締役と会社との経済的一体性が認められるから、間接取引に当たる

cf. 過半数を下回る場合には、実質的に会社支配をなし得ていたとしても、間接取引に当たらない

V 完全子会社と親会社間の取引

不要となる場合あり（大阪地判昭58.5.11）

（理由）経済的に一体で、利害の対立がない

論点 利益相反取引～承認が不要な場合～

☑ その他、全株主（一人）の同意がある場合も承認は不要とされる📍33頁

①会社が取締役から無利息・無担保で貸付けを受ける場合（最判昭38.12.6） 予H25-21-I

②定型的取引の場合（ex. 運送契約）

（理由）利益相反取引規制の趣旨は、取締役が裁量権を濫用して会社の利益を害することを防ぐ点にあるから、そのおそれがない場合には、承認を得る必要はない

ウ 効果

(ア) 承認を得て行われた利益相反取引の効果 ㊦ 予R6-21-7

i 任務懈怠責任を負う (423 I)

ii 任務懈怠の推定等がある ㊦ 司H24, 予H30, R2

(i) 任務懈怠が推定される場合 (423 III) ㊦ 旧H19-1 ㊦ 予H30-22-7

①直接取引の相手方となった取締役 (同①) ㊦ 予H25-21-7/1

②間接取引において会社と利益が相反する取締役 (同①) ㊦ 予R4-

22-7

 Advance 「第356条1項……の取締役」(423 III ①) の意義

「第356条1項……の取締役」(423 III ①) の意義を356条1項柱書に規定する「取締役」と解し、間接取引において同項の「取締役」を会社を代表する取締役と解した場合、利益相反取締役について任務懈怠を推定する明文規定はないことになる

③会社がその取引をすることを決定した取締役 (423 III ②)

代表取締役が取締役会(株主総会)から包括的に承認を得て個別取引を決定した場合だけでなく、当該取引をすることを決定して取締役会に議案を上程した場合も含まれる

④その取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役 (同

(3) ㊦ 司H22-43-3, H24-45[予22]-7

(ii) 無過失責任を負う場合

自己のために直接取引をした取締役は、無過失責任を負い (428 I)、責任の一部免除等に関する規定 (425 ~ 427) も適用されない

(428 II) ㊦ 司H19-42-I, H22-43-5, H23-44[予22]-1, 予H27-21-1, H30-22-1, R1-20-I, R4-22-I/1

∴ 428条1項の「ために」は、文理解釈上は名義の意に解すべき

(イ) 承認を得ずに行われた利益相反取引の効果

取締役等に損害賠償責任が生じるのは当然

論点 承認なき利益相反取引の効力 ㊦ 司H20, R3, 予H24, H26, 旧H13-1, H19-1, H22-2

問題の所在：会社の承認なく行われた利益相反取引の効力をいかに解すべきか？ 明文なく問題となる

相対的無効説 (判例) 間接取引について最大判昭43.12.25【会社法百選56】、手形取引(直接取引)について最大判昭46.10.13【会社法百選55】【手形小切手百選37】) = 会社が第三者の悪意を立証した場合に限り、取引を無効とする ㊦ 司H18-45-I, H22-43-2, H25-44-I, 予H25-21-1

→悪意の対象は、利益相反取引に当たること及び承認を得ていないことである

(理由)

①承認なき利益相反取引は、一種の無権代表行為であると解される(356 II 反対解釈、最大判昭43.12.25【会社法百選56】参照)

②法は、利益相反取引が会社の利益を害する危険のある取引であることから、事前に会社の承認を要求することによって会社の利益が害されることを防止することを意図している

③第三者との関係では、第三者の取引の安全を保護する必要がある

✓ 間接取引の場合、会社の承認を受けるべき取締役(356 I 柱書に規定する「取締役」)について、利益相反取締役とする立場と、会社を代表する取締役とする立場がある

✓ 監査等委員会設置会社において、同委員会の承認があった場合には、監査等委員である取締役を除き、任務懈怠の推定が排除される(423 IV) ㊦ 予H30 ㊦ 予H28-22-4

 78頁

✓ 重過失者についても、悪意者と同様保護に値しないとする立場が有力

✓ 無効を主張できるのは会社のみ(最判昭48.12.11等)

㊦ 予H24

∴ 会社保護のための規定